

議案第 101 号

伊賀市子ども・子育て会議条例の一部改正について

伊賀市子ども・子育て会議条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年9月3日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊賀市子ども・子育て会議条例（平成19年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市こども未来応援会議条例

第1条中「ために、」の次に「こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項及び」を加え、「。以下「法」という。」を削り、「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市こども未来応援会議」に、「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改める。

第2条中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改め、同条第1号中「法」を「子ども・子育て支援法」に改め、同条第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) こども計画の策定に関すること。
- (3) こども施策に関すること。

第3条第1項中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改め、同条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「公募した」を「の公募による」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 学識経験を有する者

第5条から第9条までの規定中「子ども・子育て会議」を「こども未来応援会議」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱する委員の任期は、伊賀市子ども未来応援会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。

(伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 伊賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市子ども未来応援会議」に改める。

(伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 伊賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊賀市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「伊賀市子ども・子育て会議」を「伊賀市子ども未来応援会議」に改める。